

堺市公報 第25号	平成30年 6月22日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について  
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…………… 2
- 道路法に基づく府道の区域変更及び供用開始について  
【建設局土木部路政課】…………… 2
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について  
【建設局土木部路政課】…………… 5

<公告>

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け  
る調達契約に係る落札者等について  
【財政局契約部調達課】…………… 7
- 堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について  
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について  
【産業振興局商工労働部商業流通課】…………… 9
- 農用地利用集積計画  
【産業振興局農政部農水産課】…………… 10
- 都市公園の開設に係る公告の縦覧について  
【建設局公園緑地部公園監理課】…………… 14

<上下水道局告示>

- 公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について  
【上下水道局下水道部下水道管路課】…………… 17

<上下水道局公告>

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい  
て  
【上下水道局総務部給排水設備課】…………… 18

告 示

堺市告示第235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年6月22日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
どんぐり薬局 ながそね店	堺市北区長曾根町3084-21-102	薬局	平成30年5月1日
サンライトげんき薬局 堺店	堺市中区八田西町2丁目10番3号	薬局	平成30年5月1日

堺市告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
大阪高石線(現)	北区百舌鳥西之町1丁目135番1地先	旧	7.47	184.03	(F0028)
		新	11.71		
	北区百舌鳥西之町1丁目75番2地先	旧	9.65	184.03	
		新	14.00		

堺市告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
金岡2号線	北区金岡町949番2地先	旧	3.40	10.65	(カ0180)
		新	4.06		
	北区金岡町949番2地先	旧	4.33	10.65	
		新	5.96		

公 告

堺市公告第413号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月22日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
厨房機器一式（堺市民芸術文化ホール） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年5月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ぞう屋  
取締役 竹元 謙治  
大阪府大阪市生野区巽北3丁目13-20
- 5 落札金額  
¥36,828,000-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年3月7日

堺市公告第414号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を下記の期間一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

堺市長 竹山修身

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
大阪府堺市西区築港新町4丁2番3号  
株式会社DINS堺  
代表取締役 下地 正勝
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所  
大阪府堺市西区築港新町4丁2番3及び4番4
- 3 廃棄物処理施設の種類  
水銀使用製品産業廃棄物の処分の用に供する破碎施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
ガラスくず 金属くず 廃プラスチック類  
※水銀使用製品産業廃棄物である蛍光灯を含む。
- 5 廃棄物処理施設の処理能力  
7.62 t / 日（11時間 / 日）
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
環境局環境保全部環境対策課
  - (2) 期間  
平成30年6月22日（金）から平成30年7月21日（土）まで  
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する



休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

堺市公告第415号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年6月22日

堺市長 竹山修身

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）万代なかもず店  
堺市北区金岡町1376-2 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社万代 代表取締役 阿部 秀行  
大阪市生野区小路東三丁目10番13号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社万代 代表取締役 阿部 秀行	大阪市生野区小路東三丁目10番13号
未定	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年2月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,600平方メートル

- 6 駐車場の収容台数  
152台
- 7 駐輪場の収容台数  
216台
- 8 荷さばき施設の面積  
80平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
21.1立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社万代	7時00分	23時00分
未定		

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
6時30分から23時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
6時00分から21時00分まで
- 14 届出年月日  
平成30年 6月14日



堺市公告第416号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月22日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第3号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年6月7日

堺 市

1. 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権							
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法		
堺市美原区菅生1349	高岡 一平	美原区平尾	408	田	1,441	堺市堺区車之町東1丁2-10	織田 賀穂子	使用貸借による権利	田として利用	平成30年7月1日	平成38年6月30日	-	-		
														泉佐野市高松西2-2409-1-302	吉田 和幸
														富田林市藤沢台2-2-29	清水 恵
堺市東区石原町4丁190	田中 幹庸	東区石原町1丁	77	田	403	堺市東区石原町4丁297	栗川 三重子	使用貸借による権利	田として利用	平成30年7月1日	平成38年6月30日	-	-		
														東区石原町1丁	833
														東区石原町3丁	1,024
堺市中区須田428	木本 隆夫	中区上之	177	田	2,981	堺市中区上之343	薄端 洋	使用貸借による権利	田として利用	平成30年7月1日	平成38年6月30日	-	-		
														北野町3丁9番25号	青木 糸子
堺市北野町270番地2	石川 繁樹	北野町3丁	366-1	田	466	堺市北野町3丁9番25号	青木 糸子	使用貸借による権利	田として利用	平成30年7月1日	平成38年6月30日	-	-		
														北野町3丁9番2	819
堺市北野町3丁4番3号	村田 敏明	北野町3丁	205	田	1,203	堺市美原区大舞311番地	寺内 敏文	使用貸借による権利	田として利用	平成30年8月1日	平成38年7月31日	-	-		
														南区内小代	1,051
堺市南区稲葉2丁1737番地	寺山 久	南区小代	212-1	田	1,051	和泉市府中町4丁21番17号	中塚 廣一	使用貸借による権利	田として利用	平成30年8月1日	平成38年7月31日	-	-		
														9 筆	10,221
	6名		9 筆		10,221		8名								

**使用貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第417号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

平成30年6月22日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	三国ヶ丘公園	堺市堺区三国ヶ丘町四丁145番

2 区 域

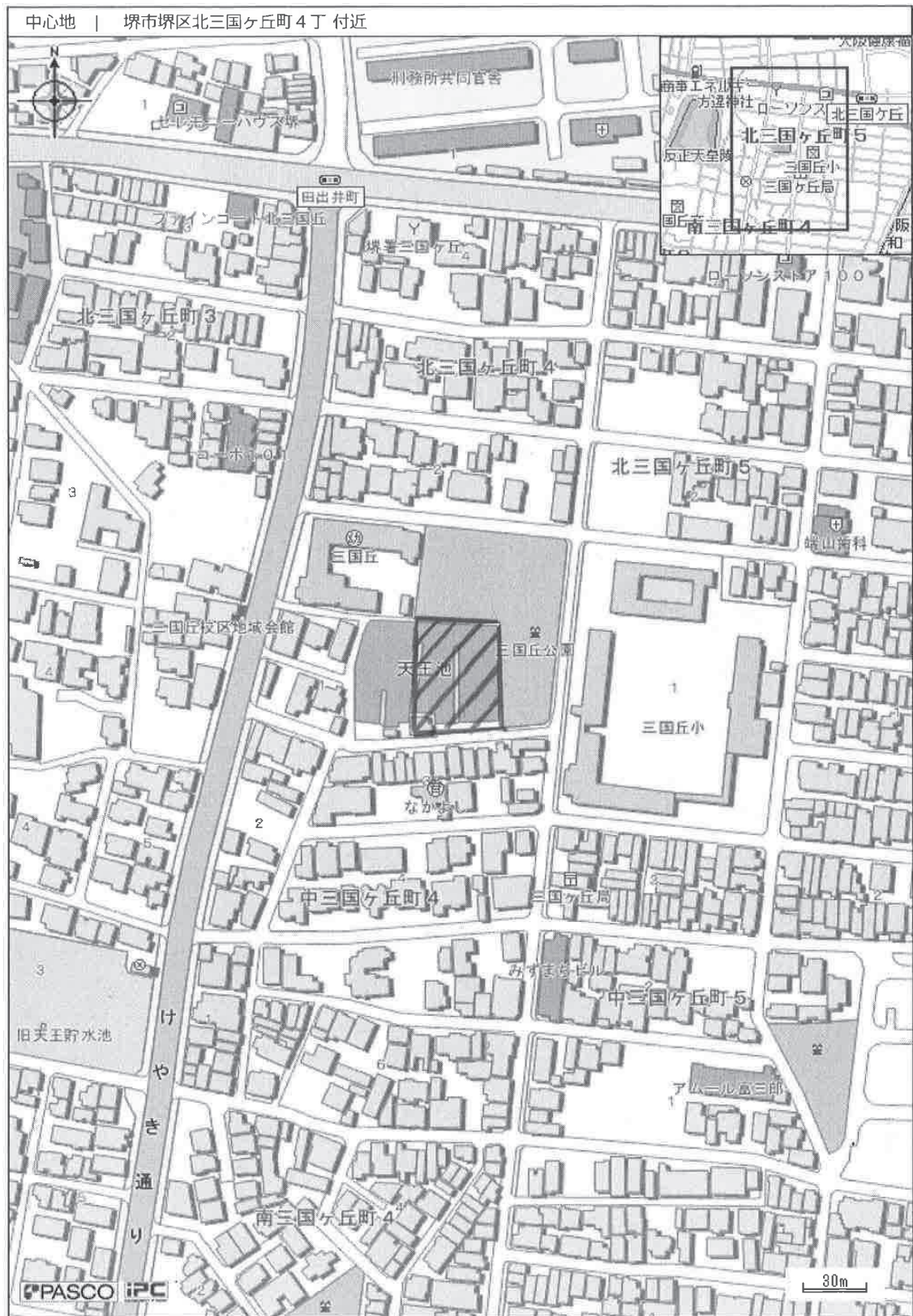
別紙のとおり

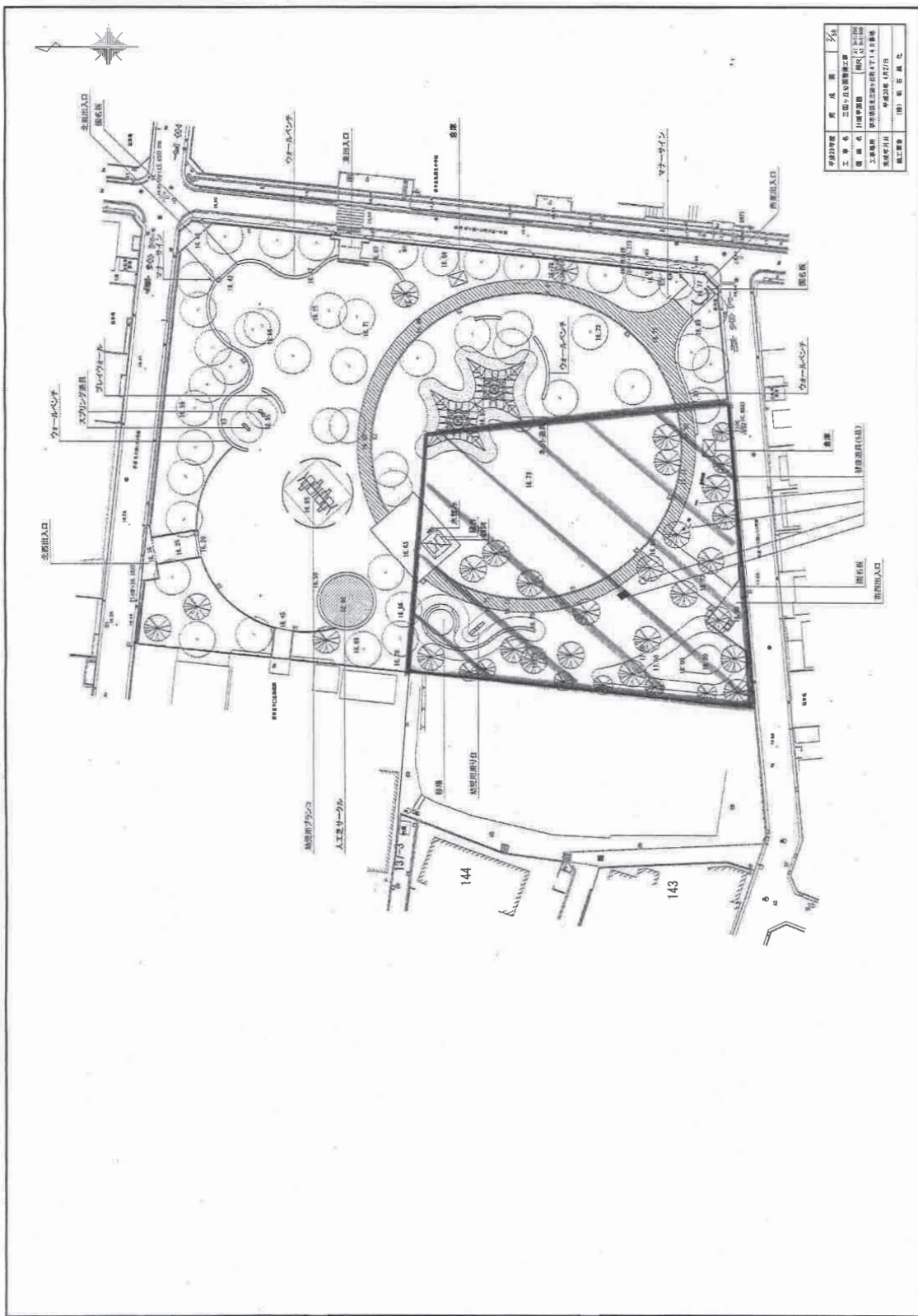
詳細については、公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

平成30年6月22日









## 上下水道局告示

### 堺市上下水道局告示第3号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、平成30年6月22日から平成30年6月29日までの間、堺市上下水道局下水道部下水道管路課情報係において一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

#### 1 公共下水道の供用開始の公示

(1) 供用を開始する年月日 平成30年6月30日

(2) 供用を開始する区域

東 区（日置荘原寺町の一部区域）

北 区（金岡町、中村町、野遠町の各一部区域）

美原区（今井、大饗、黒山、小平尾、菅生、太井、多治井、平尾、南余部の各一部区域）

(3) 供用を開始する排水施設の位置 堺市上下水道局下水道部備付けの図書のとおり

(4) 供用を開始する排水施設の排除方法 分流式

#### 2 下水の処理開始の公示

(1) 下水の処理を開始する年月日 平成30年6月30日

(2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域

(3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

位置 松原市天美西7丁目265番地の1  
名称 今池水みらいセンター

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第85号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号	第1108号
廃 止 年 月 日	平成30年6月8日
事 業 者 の 名 称	西弘興業株式会社
事 業 者 の 住 所	大阪狭山市金剛2丁目6番8号
代 表 者 の 職 氏 名	代表取締役 北野 孝治
事 業 所 の 名 称	西弘興業株式会社
事 業 所 の 所 在 地	大阪狭山市金剛2丁目6番8号